

令和3年
秋の巡回

犬の登録受付と狂犬病予防注射を実施します

飼い犬の登録は、生涯1回、注射は毎年1回行うこととなっています。

県獣医師会と町では、次の日程で新規登録の受付と予防注射を実施しますので、都合のよい会場で受けてください。

これまでに登録を済ませた犬には、役場から通知はがきを送付しますので、当日、忘れずにお持ちください。

対象・・・生後91日以上の子犬

●登録の済んでいない犬 ⇒手数料6,200円

※登録申請書に記入するため、犬の「種類・生年月日・毛色・性別・名前」をメモしてきてください。

●登録を済ませた犬 ⇒手数料3,200円

【持参する物】

役場からのハガキ(10月上旬発送予定)、飼い犬手帳

※お釣りのいらないように準備願います。

◎犬の予防注射の際に問診を実施します。

通知はがきの裏面が問診票になっていますので、あらかじめ記入の上、注射会場へおいでください。

※ご注意ください

1. 次の場合は、必ず犬の所在地の役場に届け出てください

① 犬が死亡した (役場からのハガキと印鑑、鑑札、注射済み票が必要)

② 犬の飼い主の氏名または住所などが変わった

③ 犬の飼い主が代わった (届出人は新所有者となります)

④ 本年度の予防注射を動物病院で受けた (獣医師の証明書と手数料550円、飼い犬手帳、役場からのハガキが必要)

2. 鑑札及び注射済み票は、必ず犬に着けておいてください

※ 上記に違反したり、登録や予防注射をしない場合、20万円以下の罰金に処せられることがあります。

●飼い犬が行方不明になった場合は、保健所へ連絡してください (二戸保健所 電話23-9206)

担当獣医師

10月20日、10月21日

大崎動物病院 (電話42-4899)

混み具合により、時間がずれることがあります。

10月20日 (水)	9:10~9:25	役場・地域整備課車庫前
	9:30~9:35	外川目公民館
	9:50~9:55	内城公民館
	10:00~10:05	下野場屯所
	10:10~10:15	上野場屯所
	10:20~10:25	役場・晴山出張所
	10:35~10:40	晴山農業構造改善センター
	10:50~10:55	貝喰公民館
	11:00~11:05	山内地区交流センター
	11:15~11:25	大清水地区活性化センター

10月21日 (木)	9:10~9:20	(向川原) 防災センター
	9:25~9:30	仲軽米公民館
	9:40~9:45	上館農業構造改善センター
	9:55~10:00	上円子公民館
	10:05~10:10	旧円子生活改善センター
	10:25~10:35	米田農業構造改善センター
	10:55~11:00	小玉川生活改善センター
	11:30~11:35	(大野川) 山下修 様方
	11:50~11:55	屋敷公民館
	12:05~12:10	役場・小軽米出張所
	12:15~12:20	沢田公民館

犬の飼い方一口メモ

①鑑札の役割

迷い犬として保護されたときに、すぐに飼い主を特定することができます。

②狂犬病って何?

人も動物も感染する病気で、人間の致死率はほぼ100%ですが、予防接種の義務化により、日本では昭和32年以降発生はありません。

③散歩の効果

犬は人間と同じ生き物です。ストレスや運動不足も人間と同じように感じ、体調に大きく影響します。気分転換、ストレス発散、運動不足解消などに散歩は良いとされています。

④マナーを守って

役場には犬のフン (猫もあります) による苦情が年間数十件寄せられます。鳴き声や放し飼いの苦情も時々あります。ご近所トラブルを防ぐためにもマナーを守って愛犬との生活を楽しみましょう。

10月21日 (木)	13:40~13:45	高家生活改善センター
	13:50~13:55	上尾田公民館
	14:10~14:15	長倉屯所
	14:45~14:50	鶴飼公民館
	14:55~15:00	笹渡 (田中辰男様方)
	15:20~15:30	町民体育館

【問い合わせ先】

軽米町役場町民生活課 (電話46-4734 FAX46-4242)